



「障がい」は決して他人事ではない

障がいの者の  
就労支援対策に  
力を入れていきたい



国東市福祉課  
障がい者支援係長  
野澤 正美

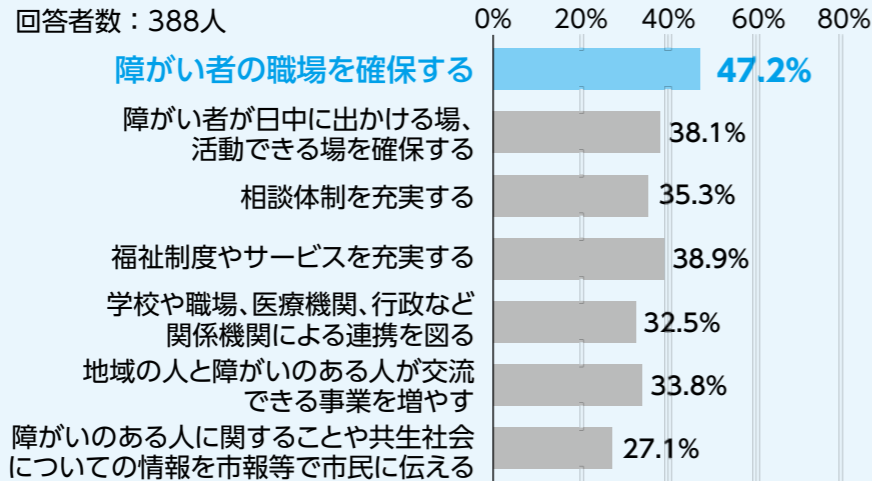
市は、障がいのある人もない人も、地域で生き生きと暮らせる「共生社会」の実現を目指しています。そのために、市では平成31年に「第3期国東市障がい者基本計画」（以下、基本計画）を策定し、障がい者を取り巻く環境の整備に取り組んでいます。

福祉課では基本計画の策定にあたり、障がいに関する市民アンケート調査を行いました。調査結果を分析してみると、障がい福祉で最も市民の皆さんが重要視するのは「障がいの者の職場の確保」だということがわかりました。実際、障害者基本法においても、国や地方自治体の責務として「障がいの者の職業相談や雇用促進のための施策や施設の整備拡充に努めること」がうたわれています。

こうした点を踏まえ、基本計画では「障がいの者の雇用・就業・経済的自立の支援」を重点項目のひとつに位置付けました。市としても、障がい者就労支援施設や地元企業、関係者などと連携して、障がいの者の就労支援対策に力を入れていきたいと考えています。

障がいに関する市民アンケート調査（平成30年11月実施。一部抜粋）

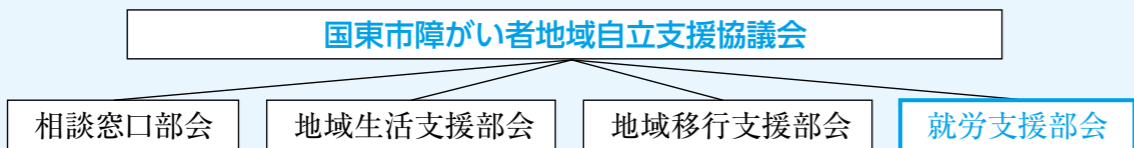
質問内容 共生社会の形成のための福祉施策・福祉サービス等で、今後必要と思うことは何ですか（複数回答）



【市の障がい者を支援する体制】

市は、障がい者を多方面から支援するため、保健・医療・福祉・労働・教育・行政の各関係機関の委員からなる国東市障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

同協議会には4つの部会が設けられており、就労支援部会において「障がいの者の職場の確保」に向けた取り組みが行われています。



今、あなたは何の「障がい」もなく生活ができていくかもしれません。しかし、この先もずっとそうだと言い切れるでしょうか。病気や事故などで障がい者となる可能性は、誰にでもあります。「障がい」は、決して他人事ではありません。

一定の「障がい」があると認められた方に交付される障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳（知的障がい者用）、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。市福祉課による調査によれば、今年の3月末時点で障害者手帳を保持している市民の数は2,199人（市の人口の約8%）。各手帳には発行要件があり、障害者手帳を保持していない障がい者もいることから、市内にはさらに多くの障がい者が暮らしていると推測されます。

障害者基本法では、障がい者について「身体障害、知的障害、精神障害、その他心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義しています。

【国東市の障がい者（児）手帳交付状況】（各年とも3月31日時点。市福祉課調べ）

	平成26年(2014年)	平成29年(2017年)	令和2年(2020年)
身体障害者手帳保持者	2,102人	1,964人	1,664人
療育手帳保持者	227人	237人	260人
精神障害者保健福祉手帳保持者	169人	205人	275人
<b>手帳保持者合計</b>	<b>2,498人</b>	<b>2,406人</b>	<b>2,199人</b>
市人口	30,825人	29,098人	27,515人
手帳保持者人口比	8.1%	8.3%	8.0%

市の状況として、身体障がいのある方は減少傾向、知的障がいや精神障がいのある方は増加傾向にあります。